

## 審 査 基 準

平成12年 8 月23日作成

条 例 ・ 規 則 名：山口県使用料手数料条例
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明、保管場所変更届出、保管場所標章の交付又は再交付手数料の減免
原権者（委任先）：山口県知事
条例・規則の定め： 山口県使用料手数料条例施行規則第 6 条第 1 項（減免理由及び減免額）、同条第 2 項（減免申請書の提出）、同条第 3 項（減免の取り消し）
審 査 基 準： 自動車の保管場所証明、保管場所変更届出、保管場所標章の交付又は再交付の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る行為が 国若しくは地方公共団体が公務上必要なものである場合 生活保護法による保護を受けている者である場合 その他特別の理由があると認める場合 のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。
標 準 処 理 期 間：7 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 警察本部交通規制課
備 考：